

在校生の皆様へ

●災害共済給付制度

学校の管理下では、休憩時間や体育時間など様々な状況において、「けが」をすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、子どもが学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

※詳しくは、以下のホームページにてご確認ください。

●給付を受けるための手続き

1.学校管理下で災害に遭い、医療機関を受診した際は、担任・学年部の教員またはクラブ顧問に報告する。

2.用紙を貰う

(1)災害報告書（校内用）

※災害報告書は、本人（生徒）または保護者、担任が記入。

(2)医療等の状況：医療機関で証明を受ける用紙

※その他、必要に応じて以下の書類を添付する。

(3)高額療養状況届：1ヵ月の医療費が7,000点以上（7万円）の場合

(4)調剤報酬明細書：処方箋に基づき、保険薬局で薬を処方された場合

(5)治療用装具明細書：医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合

これらの書類が必要になりますので、担任・学年部の教員またはクラブ顧問に伝え、用紙を貰ってください。（保健室でも構いません）

(2)～(5)の書類については、以下のホームページよりダウンロードもできます。

[「日本スポーツ振興センター学校安全Web」](#)

3.「医療等の状況」を受診した医療機関の窓口へ提出し、診療点数等の証明をもらう。

（1ヵ月に1枚。1つの病院に1枚必要です）

4.記入済みの「医療等の状況」と「災害報告書」を担任・学年部の教員またはクラブ顧問へ提出する。

（保健室でも構いません）

5.学校から日本スポーツ振興センターへ災害給付金の申請手続きをする。

6.日本スポーツ振興センターにて審査の上、給付金額を決定し、学校に登録されている口座に入金される。

※災害給付には審査があります。そのため、申請しても給付されない場合があります。